

金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣 旨

平成27年3月で廃止した福祉作業センター「十一屋ことぶき作業場」の跡に、高齢者の生きがいづくりの拠点として、老人福祉センター万寿苑の分館として「十一屋生きがい交流館」を開設します。これに伴い、当該施設のふれあいミニホール及び和室の使用手続について定めるため、金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正内容

十一屋生きがい交流館のふれあいミニホール又は和室の使用については、使用申請書を市長に提出し、使用承認書の交付を受けなければならないこととし、使用申請書の受付期間は、使用日の3箇月前の日の属する月の初日から使用日までとします。

3 施行期日

平成27年10月1日（予定）